

# 茨城県土地改良委託業務成績評定要領

令和3年2月

農林水産部農地局

## 茨城県土地改良委託業務成績評定要領

(目的)

**第1条** この要領は、茨城県農林水産部が所管する県営土地改良事業に係る事業の委託業務(以下「委託業務」という。)の成績評定(以下「評定」という。)に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もってコンサルタント等並びに技術者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

**第2条** この要領において評定の対象となる委託業務は、土地改良設計業務共通仕様書(以下「設計共通仕様書」という。)に定める設計業務及び調査業務、計画業務とする。

ただし、別に定める基準に従い定められる単純調査業務(以下「単純調査業務」という。)を除く。

2 評定は、1件の契約金額が500万円以上の業務について行うものとする。

(評定者)

**第3条** 委託業務の評定者(以下「評定者」という。)は、次に掲げる検査員、総括監督員及び監督員とする。

(1) 検査員

茨城県土地改良工事等検査要領第3条に定める検査員をいう。

(2) 総括監督員

当該事務所の発注担当課長をいう。

本庁契約委託業務にあっては、原則として担当補佐をいう。

(3) 監督員

茨城県営土地改良工事施工等の手続及び監督規程(以下「監督規程」という。)に基づき、任命された職員をいう。

(評定の方法)

**第4条** 評定は、委託業務ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定の結果は、別記様式第1の委託業務成績評定表(以下「評定表」という。)に記録するものとする。

(評定の時期)

**第5条** 検査員である評定者は完了検査を実施したとき、総括監督員及び監督員である評定者は委託業務が完了したとき、それぞれ評定するものとする。

(評定表の提出等)

**第6条** 検査員は、全ての評定者が評定を終了したときは、遅滞なく「評定表」を農村計画課長、委任委託業務にあっては、所長又は支所長（以下「所長等」という。）に復命するものとする。

2 農村計画課長は、監督規程第90条第1項から第2項までの送付を行うときは、当該委託業務に係る評定表又は土地改良委託業務成績評定考査基準に定める採点表、その他必要な資料等の写しを添付し、主管課長又は所長等に評定結果を送付するものとする。

(評定結果の通知)

**第7条** 知事又は所長等は、評定結果の復命又は送付があったときは、遅滞なく、当該委託業務の受注者に対し、評定の結果を別記様式第2「委託業務成績評定通知書」（以下「通知書」という。）により通知するものとする。この場合の通知は監督規程第90条第3項及び4項の通知と同時に行うものとする。

なお、通知書に記載のある別表については、別表①の項目別評定表によるものとする。

(評定の修正)

**第8条** 知事又は所長等は、評定結果を通知した後、評定を修正する必要があると認める場合は評定を修正し、その結果及び理由を別記様式第2-1「委託業務成績評定修正通知書」により当該委託業務の受注者に通知するものとする。

(説明請求等)

**第9条** 第7条又は第8条による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により、通知を行った者に対し評定の内容について説明を求めることができる。

2 知事又は所長等は、前項の規定による説明を求められたときは、速やかに、委託業務成績評定委員会の審議を経て別記様式第3「委託業務成績評定に係る説明書（回答）」により回答するものとする。

(評定結果の公表)

**第10条** 評定が確定したときは、別表②（閲覧用）の写しを閲覧により公表するものとする。

2 公表は、当該委託の存する農林事務所又は支所で行い、公表期間は、完成検査を行った日の属する年度及び翌年度とする。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

ただし、平成30年4月1日から平成32年6月30日までは試行期間とし、当該期間は第9条及び第10条は適用しない。

附 則

この要領は、令和3年2月15日から施行する。

別記様式第1

## 委託業務等成績評定表

年 月 日

事務所名: \_\_\_\_\_

工事番号・委託業務名									
履行場所									
契約金額		当初: ¥			最終: ¥				
履行期間		当初: 年 月 日～ 年 月 日			最終: 年 月 日～ 年 月 日				
完了年 月 日		年 月 日							
完了検査年 月 日		年 月 日							
受注者住所氏名									
管理技術者氏名									
照査技術者氏名									
主任技術者氏名									
担当技術者氏名①									
担当技術者氏名②									
担当技術者氏名③									
総括監督員職・氏名									
監督員職・氏名									
検査員職・氏名									
評価項目		監督員 評定点	総括 監督員 評定点	検査員 評定点	業務評定 (注1)	技術者評定			
						管理技術者 主任技術者 (注2)	担当技術者	照査技術者	
専門技術力	提案力、改善力		—	—				—	
	業務執行技術力							—	
	施工時への 配慮(注3)	概略設計 予備設計		—	—				—
		詳細設計		—	—				—
	コスト把握能力(注3)		—	—			—	—	
管理技術力	工程管理能力		—	—			—	—	
	品質管理能力		—	—			—	—	
	迅速性、弾力性、調整能力		—	—			—	—	
コミュニケーション力	説明力、協調性 プレゼンテーション力		—	—				—	
取組姿勢	責任感、積極性、倫理観			—				—	
成果品の品質			—	—					
①小計(注4)									
②業務執行上に係る過失に伴う減点		—		—					
③事故等による減点		—	—	—					
④瑕疵修補又は損害賠償による減点		—	—	—					
⑤その他( )		—	—	—					
総合評定点=①+②+③+④+⑤		—	—	—					

注)1. 各評価項目の評定点は、小数第二位を四捨五入して表示している。

2. 「施工時への配慮」及び「コスト把握能力」は、設計業務のみ評定の対象とする。

3. ①小計は、小数第一位を四捨五入し整数とする。

記号 第 号  
年 月 日

受注者  
所在地  
商号又は名称  
代表者氏名 殿

知事又は事務所長 印

### 委 託 業 務 成 績 評 定 通 知 書

貴社が受注した下記の委託業務について、茨城県土地改良委託業務成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により、説明を求めることができます。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

#### 記

- 1 委託業務名 ○ ○ ○ ○ ○ 業 務
- 2 履行期間 ○○年○○月○○日～ ○○年○○月○○日
- 3 完了検査年月日 ○○年○○月○○日
- 4 評定点 別表のとおり
- 5 送付先及び手続き等の問い合わせ先

(茨城県農林水産部農地局農村計画課、発注課又は発注事務所)

記号 第 号  
年 月 日

受注者  
所在地  
商号又は名称  
代表者氏名 殿

知事又は事務所長 印

### 委 託 業 務 成 績 評 定 修 正 通 知 書

貴社が受注した下記の委託業務について、茨城県土地改良委託業務成績評定要領に基づき評定を修正したので通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により、説明を求めることができます。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は、下記のとおりです。

#### 記

- 1 委託業務名 ○ ○ ○ ○ ○ 業 務
- 2 履行期間 ○○年○月○日～ ○○年○月○日
- 3 完了検査年月日 ○○年○月○日
- 4 評定点 別表のとおり
- 5 手続き等についての問い合わせ先

(茨城県農林水産部農地局農村計画課、発注課又は発注事務所)

別表②（閲覧用）

委託業務成績評定結果表

工事番号及び委託業務名	
履行場所	
業務完了年月日	
受注者	
評定点	業務評定 点

記号 第 年 号  
月 日

受注者  
所在地  
商号又は名称  
代表者氏名 殿

知事又は事務所長 印

委 託 業 務 成 績 評 定 に 係 る 説 明 書 (回答)

貴社から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

記

- 1 委託業務名 ○ ○ ○ ○ ○ 業 務
- 2 疑問に対する回答
- 3 問い合わせ先（・・・事務所発注の場合は、事務所連絡先）

〒310-8555  
水戸市笠原町978番6  
茨城県農林水産部農地局農村計画課（発注課）  
電話 029-301-0000

参考様式

## 委託業務成績評定に係わる説明請求書

年 月 日

知事又は所長

殿

〒  
住 所  
商号又は名称  
代表者氏 名  
電話番号

1 説明を求める対象委託業務名

2 説明を求める内容

以上

(注) 説明を求める書面は、持参又は郵送（簡易書留郵便）により、通知を行った知事又は所長宛提出して下さい。

提出方法が郵便であるときは、配達記録等配達日の特定ができ、説明請求ができる期間内に送達されたことを証するものでなければなりません。